職業安定分科会雇用保険部会(第97回)

平成25年12月26日

資料1

# 第96回雇用保険部会で委員から頂いた御指摘に関する資料

# 特定受給資格者の基準の見直しについて(案)

## 時間外労働・過重労働の要件緩和(特定受給資格者基準②(5)関係)

#### 【現行基準】

○ 離職日の属する月の前3月間において連続して45時間超の時間外労働

#### 【課題の所在】

- 3か月間連続して45時間超の時間外労働があったために離職することとしたが、離職直前の月には、業務整理のため、結果として所定労働時間内におさまった場合には、自己都合離職者と取り扱われていた事例があった。
- 連続はしていないが、時間外労働が過度に長時間にわたった結果離職することとなった場合に自己都合離職者と取り扱われていた事例があった。

### 【見直し案】

○ 上記基準に代えて、例えば、<u>離職前6か月間の間に①3月連続して45時間超の時間外労働があった場合、②1月の100時間超の時間外労働があった場合、③2~6月平均で月80時間を超える場合などにも特定受給資格者に該当(離職直前である必要はない)</u>

#### 周知の強化

○ 以上の要件緩和のほか、賃金不払い・遅配、時間外労働・過重労働、パワハラや嫌がらせなどに より離職した場合、労働者から離職を申し出たとしても特定受給資格者に該当することを、リーフ レットの見直しを行うなどして、**特定受給資格者の基準に関する周知を強化する**。

# 特定受給資格者の基準

#### 【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

## ① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等) に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の届出がされたため離職した者及び当該事業 主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。) に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

#### ② 「解雇」等により離職した者

- (1)解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- <u>(3)賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2ヶ月以上と</u> <u>なったこと等により離職した者</u>
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した 者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- (5)離職の直前3ヶ月間に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間(各月45時間)を超える時間外労働 が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわ らず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (7) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (8)期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者(上記(7)に該当する者を除く。)
- (9)上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者
- (10) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者(従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。)
- (11) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (12) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

# 雇用保険制度改正に伴う財政影響の考え方

財政影響	対象人員等	考え方
・約900億円	・受給者約34万人	・早期再就職者のうち賃金が低下する者の割合を見
		込んで試算
・約▲340億円	・再就職促進約13万人	・平成23年の給付率引上げ時の実績を踏まえ、基本
		手当支給終了前後の就職者の半分程度が早期再就
		職すると見込んで試算
約▲250億円	約▲8万人	以下の重点化を踏まえて試算
		①地域指定をリーマンショック時の全国平均で判定
		②45歳未満はフリーター層に重点化
		③応募要件厳格化により圧縮
約890億円	約19万人	過去の給付率80%時の受給者数の実績を踏まえて
		試算
約800億円	 約29万人	平成19年の給付率引上げ時及び平成22年のイク
		メンプロジェクト実施時の実績を踏まえて試算
	·約▲340億円 約▲250億円 約▲250億円	<ul> <li>・約▲340億円</li> <li>・再就職促進約13万人</li> <li>約▲250億円</li> <li>約▲8万人</li> <li>約890億円</li> <li>約19万人</li> </ul>